

認定こども園（保育）を利用するために

遠軽町内の保育所、認定こども園（幼児教育・保育）などを利用する場合、遠軽町から子どものための教育・保育給付にかかる「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定を受けるとその費用に関し、公費から給付が受けられるようになります。

ただし、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、利用者の皆さまへの直接的な給付ではなく、市町村から施設等に支払う仕組み（法定代理受領）となっています。



遠軽町の花 コスモス

遠 軽 町
民生部子育て支援課
電話 0158 (42) 4560

1 認定こども園（保育）を利用できる方

認定こども園の保育部分を利用する場合は、遠軽町から保育の必要性の認定（支給認定）を受ける必要があります。

支給認定申請は各施設を通じて行いますので、市町村窓口での手続きは必要ありません。

2 支給認定の種類、保育必要量（保育時間）について

ア 認定区分の種類

認定こども園の幼稚園（教育）部分を利用する場合は「1号認定」、保育所又は認定こども園の保育部分を利用する場合は「2号認定」又は「3号認定」となります。

| 認定の種類 | 内 容 | 利用できる施設 |
|------------------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 1号認定（教育認定） 〈教育標準時間認定〉 | 満3歳以上の就学前の子どもで幼稚園等での教育利用を希望する場合 | 認定こども園（幼稚園） （教育利用） |
| 2号認定（保育認定） 〈保育標準時間/保育短時間〉 | 満3歳以上で保育所での保育利用を希望する場合 | 保育所（園） 認定こども園 （保育利用） |
| 3号認定（保育認定） 〈保育標準時間/保育短時間〉 | 満3歳未満で保育所での保育利用を希望する場合 | 保育所（園） 認定こども園 （保育利用） |

※ 認定を受けると、遠軽町から「支給認定証」が交付されます。

イ 保育必要量（保育時間）について

◆ 保育必要量（保育時間）には「保育標準時間」と「保育短時間」があります。基準は下記の表のとおりとなりますが、勤務開始時間や終了時間により保育短時間でも保育標準時間になる場合があります。

| 必 要 量 | 利 用 時 間 | 認 定 基 準 |
|--------|----------------------------|---|
| 保育標準時間 | 1日11時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。 | 保護者の状況により異なりますが、就労している場合、120時間以上で認定。 |
| 保育短時間 | 1日8時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。 | 保護者の状況により異なりますが、就労している場合、月48時間以上120時間未満で認定。 |

◆ 保育を必要とする事由による主な保育必要量

| 保育を必要とする理由 | | 必 要 量 |
|------------|-----------------------------|-----------|
| 就労 | 会社や自宅を問わず、月48時間以上働いている。 | 標準時間又は短時間 |
| 妊娠・出産 | 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。 | 標準時間又は短時間 |
| 疾病・障がい等 | 保護者が病気、けがをしている。又は心身に障がいがある。 | 標準時間又は短時間 |
| 親族の介護・看護等 | 保護者が同居の親族を常時介護または看護している。 | 標準時間又は短時間 |
| 災害の復旧 | 保護者が災害の復旧にあたっている。 | 標準時間 |
| 求職活動 | 保護者が求職活動をしている。 | 短時間 |
| 就学、職業訓練等 | 保護者が就学や職業訓練で学校等に通っている。 | 標準時間又は短時間 |
| 虐待・DV | 虐待や配偶者からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき | 標準時間 |
| その他 | その他上記に類する事由で子どもを保育できない。 | 標準時間又は短時間 |

3 支給認定証の有効期間について

支給認定証の有効期間中は保育所等を利用する事ができます。

「認定区分」による基本的な有効期間は決まっていますが、「保育を必要とする事由」により認定区分に関係なく有効期間が短くなる場合があります。

ア 基本的な有効期間

| 認定区分 | 基本的な有効期間 |
|------------------------|----------------------|
| 2号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉 | 小学校就学前まで |
| 3号認定 〈保育標準時間/保育短時間〉 | 満3歳に達する日の前日（誕生日の前々日） |

※ 3号の支給認定証が交付されている方は満3歳を迎える前月に新しい認定証（2号認定）を交付します。保護者からの申請は必要ありません。

イ 保育を必要とする事由により有効期間が短くなる場合

| 保育を必要とする事由 | 有効期間の終了日 |
|------------|---|
| 求職中 | 90日を経過する日が属する月の末日までの期間 |
| 疾病・障がい等 | 診断書の診断期間が終了する日（診断書に期間の明示がない場合は、原則年度末まで） |
| 産前 | 出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで |
| 産後 | 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで |

4 支給認定申請の際に必要な書類

ア 必要書類について

- | |
|--|
| ①支給認定申請書 ②保育を必要とする事由を証明する書類 ③同意書兼誓約書 ④多子確認調査票 ⑤個人番号記入用紙 ⑥保育料等の軽減を受けるために必要な書類 |
|--|

①支給認定申請書

支給認定を受けるための申請書です。記入漏れの無いように記載してください。

なお、定員超過による利用調整により他施設への入所を希望される場合は、原則として申請書及び添付書類はそのまま使用いたします。

②保育を必要とする事由を証明する書類

| 事由 | 提出が必要な書類 | |
|-----------|--------------------------------------|-------------------------|
| 就労 | 就労証明書 | |
| 妊娠 出産 | 産前 | 出産予定日等届出書、親子健康手帳 |
| | 産後 | 育児休業取得しない方 育児休業取得する方 |
| 疾病・障がい等 | 診断書 ※状況、疾病名、期間がわかるもの（期間を明示できない場合を除く） | |
| 親族の介護・看護等 | 介護保険被保険者証（要介護認定済みのもの）又は医師の診断書 | |
| 災害の復旧 | り災証明等 | |
| 求職活動、起業準備 | ハローワークカード等 | |
| 就学、職業訓練等 | 在学証明書等 | |
| 虐待・DV | 関係機関と連携し、必要に応じて書類を求める場合があります。 | |
| その他 | 事由により提出書類が異なるためお問い合わせください。 | |

③同意書兼誓約書

認定に必要な調査、施設への保育料の通知等を行うための書類となります。

④多子確認調査票

多子確認の調査票です。支給認定を申請する児童より年上の子どもを記載してください。該当する子どもがない場合も「無」にチェックをして提出してください。生計が同一であれば同居していなくても構いませんが、生計が同一であることを証明する書類が必要となります。

⑤個人番号記入用紙及び確認のための書類

保育施設等を利用する方は個人番号（マイナンバー）の届出が必要となります。提出の方法については個人番号記入用紙の裏面を参照して下さい。

⑥ 保育料等の軽減を受けるために必要な書類

| 適用される世帯 | 証明となる書類 |
|----------------|-------------------------|
| ひとり親家庭の方 | 児童扶養手当証書・ひとり親家庭等医療費受給者証 |
| 生活保護を受けている方 | 生活保護受給証明書 |
| 同一世帯に障がい者がいる場合 | 障害者手帳等 |

※市町村民税の課税額によっては軽減の対象とならない場合があります。

※ 保育料等の算定に必要な市町村民税の課税額については、個人番号を利用した情報連携により確認が可能のため、課税証明書等の提出は原則不要です。（ただし、情報連携による確認ができない場合は、改めて提出を求めることがあります。）

5 保育料等について

◆保育料

市町村が定めた額を施設へ支払う事になります。保育料が決定されると遠軽町から保育料決定通知書が交付されます。

◆給食費

・副食費

施設が定めた額を施設へ支払う事になります。徴収免除者（下表の給食費が0円の方）については、遠軽町から免除のお知らせが交付されます。

・主食費

施設により、実費徴収又は現物持参となります。

※3歳未満児については保育料に給食費が含まれているため、別途給食費の負担はありません。

※3歳以上・未満の区分は、年度初日の満年齢による。

| 階層区分 | | 保育料及び給食費（月額） | | | | |
|----------------------|----------------------|------------------------|----------|------------------------|------------------------|-------------------|
| | | 【3歳以上児】 | | 【3歳未満児】 | | |
| ※所得割課税額とは市町村民税所得割課税額 | | 保育料 | 給食費(副食費) | 保育標準時間 | 保育短時間 | |
| ① | 生活保護世帯 | 0円 (幼児教育・保育の無償化のため) | 0円 | 0円 (幼児教育・保育の無償化のため) | | |
| ② | 非課税世帯 | | | 一般世帯 | 0円 (幼児教育・保育の無償化のため) | |
| | | | | 要保護世帯 | 0円 (幼児教育・保育の無償化のため) | |
| ③ | 所得割課税額 48,600円未満 | | | 一般世帯 | 11,700円 | 11,580円 |
| | | | | 要保護世帯 | 5,350円 | 5,290円 ※第2子は無料 |
| ④ | 所得割課税額 57,700円未満 | | | 一般世帯 | 18,000円 | 17,760円 |
| | | | | 要保護世帯 | 5,400円 | 5,400円 ※第2子は無料 |
| ⑤ | 所得割課税額 77,101円未満 | | | 一般世帯 | 18,000円 | 17,760円 |
| | | 要保護世帯 | 5,400円 | 5,400円 ※第2子は無料 | | |
| ⑥ | 所得割課税額 97,000円未満 | 施設が定める額 | 18,000円 | 17,760円 | | |
| ⑦ | 所得割課税額 169,000円未満 | ※就学前の子どものうち、第3子以降は0円 | 26,700円 | 26,340円 | | |
| ⑧ | 所得割課税額 301,000円未満 | | 36,600円 | 36,060円 | | |
| ⑨ | 所得割課税額 397,000円未満 | | 48,000円 | 47,280円 | | |
| ⑩ | 所得割課税額 397,000円以上 | 62,400円 | 61,440円 | | | |

(留意事項)

- 1 小学校就学前の範囲内において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記保育料の半額(十円未満切り捨て)、3人目以降は0円とする。
ただし、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の一般世帯及び市町村民税所得割課税額が77,101円未満の要保護世帯については多子軽減における年齢の上限を撤廃します。
* 要保護世帯とは、ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書等の交付を受けた者又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯です。
- 2 3歳未満(年度途中で3歳になる子どもを含む)で市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯の保護者と生計を一にする子どものうち、年長者から数えて2人目以降の子どもの場合は保育料が無料となります。
※ 保育料等を算定する際には、市町村民税所得割課税額に住宅借入金等特別控除等は適用されません。
※ 政令指定都市で課税されていた場合、市町村民税の税率が異なるため、所得割課税額に6/8を乗じた額により計算します。

◆保育料等の切替時期について

保育料等算定の基準となる課税年度が変わるため、毎年9月に切替を行い、8月中に変更後の保育料決定通知書等を交付します。

| 給食費の月分 | 判定の基準となる税額 |
|--------|------------------------|
| 4月～8月 | 前年度(前々年所得)の市町村民税所得割課税額 |
| 9月～3月 | 当年度(前年所得)の市町村民税所得割課税額 |

6 利用調整及び利用決定(留保)について

新年度における保育施設の利用申込にあたり、各施設の受入可能人数を超える申込があった場合は、町が定める基準に基づき利用調整を行い、保育の必要性が高い方から順に利用決定となります。

利用が決定されると遠軽町から利用決定通知書が交付されます。また、利用決定とならなかった方へは保留通知書が交付されます。

※ 調整の結果、保留となった方は、他施設への申込についても合わせてご案内しご検討いただくこととなりますのでご承知おきくださいますようお願いいたします。

7 認定内容の変更があった場合

「支給認定内容変更申請書」に支給認定証を添付し、在籍園を通じて子育て支援課へ提出して下さい。

なお、変更内容により添付が必要となる書類があります。

- 世帯員の増員者が、保護者又は保護者の配偶者の場合は「個人番号記入用紙」の提出が必要となります。
- 要保護世帯等に、新たに該当した場合はそれを証明できる書類の添付が必要となります。
- 診断書により認定となった方で、該当の疾病等が治った又は軽快したことにより保育を必要とする事由が変更となる場合等は、必ず申請をしてください。

8 支給認定証の再交付について

「支給認定証再交付申請書」を在籍園を通じて子育て支援課へ提出して下さい。
破損等で支給認定証がある場合は、添付が必要となります。

9 支給認定を取り消す場合について

「支給認定取消申請書」に支給認定証を添付し、在籍園を通じて子育て支援課へ提出して下さい。

10 その他

- 2号、3号認定を受けている方については、毎年12月に現況の確認が必要となります。
- その他不明な点については、遠軽町役場子育て支援課(42-4560)までお問い合わせください。